

お客さま 各位

暗号資産交換業者および資金移動業者へのお振込みの制限について

平素より諏訪信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

近年、SNS型投資・ロマンス詐欺、架空料金請求詐欺等の各種詐欺やインターネットバンキングにおける不正送金等において、資金が暗号資産交換業者等へ送金される事案が多発しています。

お客さま保護および不正送金・詐欺被害防止の観点から、暗号資産交換業者等へのお振込みに際し、支払口座名義人名と異なる振込依頼人名に変更してお振込みされる場合は、お取引を制限させていただく場合がございます。

また、店頭での暗号資産交換業者等へのお振込みの際は、お客さまが詐欺被害等に遭われていないかの確認として、お振込みの理由をお伺いさせていただくとともに、必要に応じて疎明資料等の提出を求めさせていただく場合がございます。

お客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご了解をいただきますようお願い申し上げます。

<支払口座名義と振込依頼人名が異なる振込の具体例>

支払口座名義人名	振込依頼人名	振込可否
シンキン タロウ	シンキン タロウ	振込可
	12345 シンキン タロウ	振込可
	シンキン ハナコ	振込不可
	SHINKIN TARO	振込不可

・通常の投資目的等での暗号資産交換業者等への振込をすべて禁止するものではありません。

以上